

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のBに雇用されトラックによる荷物の配送作業に従事していたが、平成〇年〇月〇日、配送先でトラック後部の扉を開けようとしたところ、足を滑らせて路上に転倒し前歯を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C歯科医院に受診し「急性化膿性歯髓炎」と診断され加療を受けた。

請求人は、前歯の負傷は業務によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付（療養の費用）を請求したところ、監督署長は、本件災害による請求人の負傷は業務上の事由によるものであるとした上で、請求人が受けた治療のうち、挺出装置及び歯冠長増大術については労災保険の対象外であるとして、これに係る費用を減額して支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、監督署長がした療養費の一部を減額して支給する旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害による前歯の負傷に対し、その治療として、歯根挺出及び歯冠長増大術を受けている。

(2) ところで、労災保険法第13条第2項によると、療養の給付（診察、処置、薬剤等）の範囲は、政府が必要と認めるものに限るとされ、その範囲については、一般的には、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものであるとされている。そして、およそ傷病というものに対する治療方法やその範囲については、健康保険においてそのほとんどが網羅されているところから、実際面では、労災保険における療養の範囲は、健康保険における取扱いに準拠して取り扱われている。

(3) 請求人は、「医師によると、歯が根本から折れていたので、歯を少し引っ張り出して、それを土台にして歯を付けるという方法しかないとと言われていた。」、「医師から自分の歯を引っ張り出して土台にして補綴しないと、後にぐらついて歯が抜けてしまうようなことを言われていたので、この選択肢しかなかったと考えます。」と申述している。

(4) D歯科医師は、意見書で、要旨、歯根を挺出させることで、健全歯質を歯肉縁下に確保し、手術をすることにより、骨のレベルと歯肉の位置を正常にし、審美的に正常な状態に仕上げることができる。この手術を行わなくとも補綴は可能であるが、ほぼ1～2年で二次カリエスによる脱離、さらには抜歯の可能性がある、と述べ、E歯科医師は、相談票において、「歯冠長増大術は、一般的歯科医において行われているが、保険適用外である。歯冠の形態を維持し審美

的にするための矯正であり治療とは認めがたいため労災給付にはなじまない。
治療とは別のものである。」と述べている。

(5) 上記歯科医師の意見からすると、歯根挺出及び歯冠長増大術は、歯冠の形態を審美的に維持するための矯正であって治療とは判断しがたく、また、健康保険の適用外とされ、同手術を行わなくとも補綴は可能であることからみると、当審査会においても、決定書理由第2の2の(2)のエにおいて説示されるとおり、労災保険における療養の範囲には含まれないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養費の一部を減額して支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。